

## 台風接近及び特別警報発令に関わる非常措置について（お知らせ）

長崎市立大園小学校

令和3年7月

台風接近及び特別警報発令に関わる児童の登校等について、下記のように対応します。  
ご理解とご協力をお願いいたします。

### 前日の判断

- 長崎市教育委員会が通常日課とするか臨時休業にするかを判断します。  
台風の進路予想やそれに伴う警報の発令状況及び特別警報の発令状況（避難指示発令状況）から、翌日の登下校に危険が伴うと十分予想される場合は、前日に臨時休業を決定し文書や一斉メールで各家庭に連絡します。

### 当日の判断

- ※ 午前6時30分の判断（滑石中は6時の判断）
  - 校長が当日の対応について判断をします。（臨時休業・通常登校）  
一斉メールで各家庭に連絡します。
  - (1) 臨時休業  
台風の進路や台風接近に伴う警報の発令状況、特別警報の発令状況（避難指示発令状況）から当日の登下校に危険が伴うと予想されるとき
  - (2) 通常登校  
午前6時30分までに、台風接近に伴う警報や特別警報（避難指示）が解除され、登下校の際の危険がなくなると判断されるとき
- ※ 児童が登校後に特別警報等が発令された場合
  - その時の状況をみて、校長が判断します。（早めの下校・通常下校・学校待機）  
一斉メールで各家庭に連絡します。
  - (1) 早めの下校  
通常の下校時刻頃の危険が大きくなると予想されるとき
  - (2) 通常下校  
通常の下校時刻頃の危険が小さいと予想されるとき
  - (3) 学校待機  
下校させるには危険であると判断されるとき（通常の下校時刻を過ぎて下校させる場合と保護者のお迎えを要請する場合があります。）

### <留意点>

- 台風の情報、特別警報、警報、避難情報については、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道等でお確かめください。
- 早めに下校させる場合に備えて、下校先やカギの管理など、事前に家庭で話し合っておいてください。
- 通常の「大雨警報」「洪水警報」（台風時以外）発令中の登校については、保護者で判断をお願いします。登校の際、危険が伴うと予想される場合は、登校を控えさせ、学校にその旨をご連絡ください。なお、長崎市では登校時に児童生徒の居住地区に避難指示が発令されているときは、児童生徒は登校させないことを原則としています。避難の指示に従ってください。
- 不明な点は、学校へお問い合わせください。（TEL 856-5712）